

ささえ i ネット一宮（一宮市在宅医療・介護情報共有システム）運用管理規程

（目的）

第1条 この運用管理ルールは、一宮市において運用するささえ i ネット一宮（一宮市在宅医療・介護情報共有システム）（以下「システム」）を安全かつ適切に運用管理するための諸手続きを定めるものとする。

（システム管理者）

第2条 システム管理者は、一宮市在宅医療・介護連携推進協議会とし、その管理をシステム開発事業者（㈱カナミックネットワーク）に委託する。

2 システム管理者は、医療機関及び介護保険事業所（以下「事業所」）のうちシステムの使用を希望する（または使用している）事業所（以下「システム使用事業所」）に所属するシステムを使用する従業者（以下「システム使用者」）の登録作業及びID・パスワードの発行作業、システムの保守、診療情報等の保存など、個人情報を適切に管理できるシステム環境の整備を行う。

3 システム管理者は、次の電話窓口にてシステム使用に係るサポートを行う。

サポート担当窓口 電話：03-5798-3953

IP：050-3776-0607

（ユーザー管理者）

第3条 ユーザー管理者は、一宮市医師会在宅医療サポートセンターとする。

2 ユーザー管理者は、事業所のうちシステム使用事業所の管理者からの申請に基づき、次の事項を行う。

(1) システム使用者ごとのID・パスワード発行申請の取りまとめ

(2) 利用者（患者）の治療・ケア情報を入力するシステム環境（以下「部屋」）の作成及び設定作業

(3) 掲示板（ケアレポート）のトピック作成及びトピックのタイトル設定

（システム使用事業所の管理者の責務）

第4条 システムの入力対象となる利用者（患者）の個人情報の漏洩、滅失、棄損の防止その他個人情報の安全管理に関すること並びに利用者（患者）からシステムを使用した情報共有に関して苦情があった場合の対応は、システム使用事業所の管理者がこれを行う。

2 システム使用事業所の管理者は、事業所内のシステム使用に係る個人情報の取扱いに関し、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、システム使用者との間で「個人情報の取扱いに関する誓約書（従業者用）」（様式3）を取り交わす等、個人情報の漏洩等が起きないように、適切な管理監督を行うこと。

（システム使用者の登録・変更）

第5条 システム使用事業所の管理者は、システム使用者を定める。

2 システム使用事業所の管理者は、「情報共有システム使用登録依頼書」（様式1-1、1-2、1-3、1-4）及び「個人情報の取扱いに関する誓約書」（様式2-1、2-2、2-3、2-4）により、ユーザー管理者に申請する。

- 3 システム使用事業所の管理者は、システム使用者が退職等に伴いシステムを使用しなくなった場合には、「情報共有システムID停止依頼書」(様式6)により、速やかにユーザー管理者に登録削除申請を行わなければならない。

(部屋の設定及び管理)

第6条 システムを使用して情報共有を行うに当たり、部屋の作成を希望する場合には、原則として患者等を担当する介護支援専門員または主治医が「情報共有システム使用同意書」(様式4)、「利用者(患者)部屋作成依頼書」(様式5-1)により、ユーザー管理者に申請する。

- 2 第1項で作成した部屋を停止し情報共有を終了する場合は、原則として介護支援専門員または主治医は「利用者(患者)部屋停止依頼書(様式5-2)」により、速やかにユーザー管理者に報告しなければならない。
- 3 第1項で作成した部屋のシステム使用者に変更がある場合は、原則として介護支援専門員または主治医は「利用者(患者)部屋変更依頼書」(様式5-3)により、速やかにユーザー管理者に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第7条 個人情報を適切に取り扱うために必要な事項について、別添「個人情報の適切な取扱い方針」に定めるものとし、これを遵守するものとする。

(システムに関する機能等の変更・停止)

第8条 システム管理者はシステムの良好な運用を維持するため、必要に応じてシステムに関する機能または使用時間の変更または停止を行う。

- 2 前項の規定により変更または停止を行う場合は、システム使用者に対して事前にその旨をシステムを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他ユーザー管理者が特に理由があると認める時はこの限りでない。

(システム使用料)

第9条 システム使用料については、一宮市が全額負担するものとする。

- 2 平成27年度以降のシステム使用料の負担については、別途検討を行う。

(その他必要事項)

第10条 この運用管理ルールに定めるもののほか、必要な事項については一宮市在宅医療・介護連携推進協議会が設置するワーキンググループで別に定める。

附則

この運用管理ルールは、平成27年4月1日から施行する。

平成27年7月15日 一部改正